



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第40号 : 研究特集 I
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1990, 40, p. 1-8
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78850
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

高昌文書にみえる官印について (I)

- 『吐魯番出土文書』 割記 (九) -

關 尾 史 郎

【は じ め に】

『吐魯番出土文書』に収録されている麹氏高昌国（以下、高昌国）時代の文書（高昌文書）のなかに、若干だが捺印のある文書が見られる。しかし「奏聞奉信」とか、「虔恭（表）上啓」⁽¹⁾といったその印文は、これらの印が官印であることを推断させるものの、漢代の官職の印や、唐代の官府の印に親しんでいる立場からすれば、きわめて奇異な印象を受ける。

『吐魯番出土文書』の図録本が公刊されていない現時点では、これらの官印に対して、その形態や機能などを中心とする本格的な考察を行なうことは断念せざるをえないが、印文や捺印されている文書の性格や機能などから、その性格を、また文書の作成年代から、その使用年代をそれぞれ類推することはある程度まで可能なように思う。

このような初歩的な検討であっても、あえて公表することにしたのは、官府から私人に交付されたと推定した二点の「田畝作人」文書にも、「奏聞奉信」印が捺されているからである⁽²⁾。すなわち、この印の性格や機能を確定しない限り、「田畝作人」文書の性格や機能も、最終的には明らかにしないのではないかと考えたからにほかならない。また「奏聞奉信」印とともに、あわせて「虔恭上啓」印についても取り上げることにしたのは、その印文の類似性から判断して、「虔恭上啓」印との比較検討を通じて、「奏聞奉信」印に対する理解がいつそう豊かなものになるのではないかという期待と、さらにそれを踏まえて高昌国時代の文書行政のあり方にも接近する手がかりを得ることができれば、という願望に由来している。

【印文について】

ここではまず、「奏聞奉信」とか「虔恭上啓」といった印文の意味について考えてみよう。はじめに「奏聞奉信」印から。

この「奏聞奉信」印の印文については、格好の手がかりがある。それは高昌国時代の上奏文書である。白須淨真氏の詳細な研究が明らかにしたように⁽³⁾、高昌国時代の上奏文書のうちで、中央の門下系の官員と尚書系の官員が通判して、諸官司が上奏した文書（以下、このような上奏文書を、上奏文書一般と区別するために、「上奏文書」とする）の本文は、「記識奏諾奉行」なる文言で結ばれている。白須氏はこの六字を、「（前略）官人は署名して高昌王に上奏し、もし王の同意が得られたならば奉じ行へ！」という指示と解されている⁽⁴⁾。説明するまでもなく、ここに見えている「奏」は上行文書の一形式であって、皇帝に対する上書である。また「諾」は唐代では、上書に対する皇太子の承諾を意味する語である（皇太子に対する上書は「奏」ではなく、「啓」）。したがって唐制にあっては、「奏」に対して「諾」が用いられることはありえない。けれども高昌国では、高昌王に対する上書は皇帝に対するそれと同じく「奏」であるが、それに対する高昌王の同意は、唐制では皇太子が用いる「諾」である、これが白須氏の結論である。印文では、この「諾」のかわりに、「聞」字が

表 I 「奏聞奉信」・「虔恭上啓」印捺印文書一覧

No	文 書 名 称	整 理 番 号	録 文	備 考
1	延壽四 (627) 年四月威遠將軍麴仕悦記田畝作人文書	69TAM138:15/1, 5, 2, 3, 4	III-304	朱印、随所
2	延壽四 (627) 年閏四月威遠將軍麴仕悦奏記田畝作人文書	72TAM155:58/1, 2	III-278	朱印
3	延壽十一 (634) 年十一月主客殘奏	67TAM78:25(a)	IV-63	朱印、「奉信」のみ残
4	延壽十四 (637) 年兵部差人往青陽門等處上現文書	72TAM171:19(a), 9(a), 8(a), 11(a)	IV-128	朱印、随所
5	延壽十四 (637) 年七月兵部差人看客館客使文書	72TAM171:12(a), 17(a), 15(a), 16(a), 13(a), 14(a), 10(a), 18(a)	IV-132	朱印、随所
6	延壽十七 (640) 年四月屯田下交河郡・南平郡及永安等縣符爲遺麴文玉等勸青苗事	73TAM519:19/2-1	IV-124 *	朱印、四所
7	高昌年次未詳將顯守等田畝得銀錢帳	67TAM78:17(a), 18(a), 19(a), 28(a)	IV-68	朱印、四所
8	高昌年次未詳殘奏 (一)	59TAM302:35/6-2	V-26	朱印、一所
9	高昌年次未詳殘奏 (二)	59TAM302:35/6-1	V-28	朱印、一所
10	延壽四 (627) 年九月仁王般若經題記	プロイセン隊将来・出口常順氏所蔵	**	一所
11	重光四 (623) 年二月輔國將軍領宿衛事麴某殘表	67TAM364:01	III-197	朱印、二所
12	重光四 (623) 年三月殘表啓	64TAM10:47	V-68	朱印、四所、恭、作表
13	延壽某年勸合行馬・亭馬表啓	68TAM99:5/7(a), 5/3(a), 5/11(a), 5/6(a), 5/1(a), 5/5(a), 5/2(a), 5/4(a), 5/8(a), 5/9(a), 5/12(a), 5/10(a), 5/13(a)	IV補遺 52~62	朱印、随所、恭、作表

表中、1～10が「奏聞奉信」印、11～13が「虔表上啓」印の事例である。

文書名称については、原則として『文書』によったが、紀年に月を補った。

* 〈写〉『文書』IV、図三 ** 〈写〉『高昌殘影』、一三三。なお、この事例については註(6)、参照。

用いられているが、この「聞」こそは、唐制における皇帝の同意語なのである。つまり唐制を基準にして言えば、この印文は「上奏文書」の文言以上に、より「上奏文書」の形式を具備していると言うことも可能なのである。

一方、印文の後半も「奉」字を「上奏文書」の文言と共有している。問題は「信」字であるが、これを「敬」や「従」の意味ととれば、印文全体は、「上奏に王の同意が得られたならば（得られたので）、それを承けて従わん（承けて従うべし）」というように解釈できよう。

次は、「虔恭上啓」印である。

唐制において、「奏」が皇帝に対する上書であるのに対し、「啓」は皇太子と三后に対する上書である。したがって高昌国においても、基本的に唐制に準拠していたとすれば、「啓」は王太子である高昌令尹に対する上書ということになる（もちろん、このことは「虔恭上啓」印の捺されている文書が「啓」であることを直ちに意味するわけではない。この点については、「奏聞奉信」印も同様である）。このように考えて大過ないとすれば、こちらの印文は、「恭しく謹んで、王太子に上啓致します（致すべし／致しました）」というように解釈できよう。

「奏聞奉信」印、「虔恭上啓」印、いずれも細部については、なお検討の余地が残されているが、ここではとりあえずその印文について以上のことを指摘しておきたい。

【捺印文書について】

さてそれでは、「奏聞奉信」印と「虔恭上啓」印はどのような種類の文書に捺されているのだろうか。これがつぎの問題である。

この両印が捺されている文書（捺印文書）は、「奏聞奉信」印が一〇点、「虔恭上啓」印が三点で、計一三点に上る（表Ⅰ、参照）。まず「虔恭上啓」印が捺された文書から見てゆくと、三点はいずれも整理小組によって「表」（⑪）、もしくは「表啓」（⑫、⑬）と命名されており、印文と捺印文書の種類の間に大きな矛盾はなさそうである⁽⁵⁾。他方、「奏聞奉信」印の捺されている文書は一〇点中、整理小組が「奏」としたものが三点（③、⑧、⑨）、いわゆる「田畝作人」文書が二点（①、②）、そして帳簿様式の文書が一点（⑦）、様式が判定困難だったためであろうか、単に文書とされているものが二点（④、⑤）となる。文書の名称から判断すれば、上行文書は「奏」とされた三点だけである。しかしより問題なのはこれ以外の二点、すなわち⑥と⑩である。なぜならば⑥は明らかに「符」、つまり上行文書とは正反対の下達文書であり、⑩に至っては写経題記だからである⁽⁶⁾。つまり厳密に言えば、⑩は文書ですらない。したがって、これだけから判断すれば、「奏聞奉信」印の捺され方はまことに無原則にして恣意的ということになり、そもそも官印であるのか、という疑問も出てこよう。しかし問題はこれだけにとどまらない。「奏聞奉信」が捺されている三点の「奏」も、白須淨眞氏が取り上げた「上奏文書」に該当するものではないということである（換言すれば、「上奏文書」には、「奏聞奉信」印が捺されている文書は一点もないということである）。「上奏文書」で門下系の官員が通判すべき箇所に列記されているのは、③では威遠將軍や某郡（県）の客曹參軍・主簿であり、⑨では凌江將軍、中兵主簿、および虎牙將軍などである（⑧は通事令史か）。また「上奏文書」では、上奏年月日の下に続けて上奏する尚書系の官司の名称が記され、離れて「奏」字が記入されているのに対して⁽⁷⁾、③では日付から二字分を空けて一字、また一字分空けて一字書かれていたように判断される（文字自体は判読できず）。また⑧と⑨においても、日付に直続して官司の名称が記されていた形跡は見られない。さらに言えば、三点とも文書の本文は残欠部分が大きいせいもあって、「奏」字をしかるべき箇所に確認できないのである。したがって厳密に言えば、この三点にしても、それが上奏文書であることすら断定できる根拠は文書の本文ではなく、わずかに「奏聞奉信」印がその可能性を示すにすぎないということになる。

しかも同様のことは「虔恭上啓」印が捺された文書についても該当する。すなわち⑪以下の三点も、文書の本文中に「表」字や「啓」字が確認できるわけではない。わずかに⑩だけは、年月日の右

側に「行中兵校郎事」の麴某の、また左側には「輔国將軍領宿衛事」の麴某の名前がそれぞれ見えていて、「上奏文書」に類似した様式を備えてはいるものの、日付の下に上啓した官司の名称が記されていた形跡は全く認められない。また⑩は「田畝作人」文書に類似した形式をもっている文書であり、⑪に至っては、帳簿様式の文書で、これが「表啓」であるという判断は、「虔恭（表）上啓」印が捺されていないければ、ありえなかったと思われる。

すなわち整理小組が「奏」や「表（啓）」とした文書でさえも、これが間違いなく奏や啓であることを文書自体の様式や内容から証明することは非常に困難なのである。そればかりか、なかには⑩のように明らかに上行文書でないと思われるものも含まれているのである⁽⁸⁾。ということは、現存文書だけからの結論とはいえ、「奏聞奉信」印も「虔恭上啓」印も、その印文とはうらはらに、奏（とくに「上奏文書」）や啓（これにも、「上奏文書」に相当する「上啓文書」があったとすれば、とくにその「上啓文書」）以外の文書に捺されるべき官印だったという可能性もあながち捨てきれないように思う。

（未完）

【註】

- （１） 「虔恭上啓」印が一例（表Ⅰ、⑪）、「虔表上啓」印が二例（同、⑫・⑬）あるが、「恭」字と「表」字の類似性を念頭におけば、これが全く別印であると断定するのは、なお躊躇される。最終的な結論を出すのは、早くとも図録本の公刊後になろうが、かりに別印であってもその性格や機能に大きな違いがあるとは思えず、また煩雑を避けるためにも、本稿においては以下、一括して「虔恭上啓」印とする。
- （２） この点についてはさしあたり、關尾史郎「（要旨）「田畝作人文書」小考—トルファン出土高昌国身分制関係文書研究序説—」（本誌第二二号、一九八九年）を参照されたい。
- （３） 白須淨眞「麹氏高昌国における上奏文書試釈—民部・兵部・都官・屯田等諸官司上奏文書の検討—」（『東洋史苑』第二三号、一九八四年）。なお本項における記述は、白須氏のこの論稿と、中村裕一「トルファン出土唐永淳元年汜德達告身と令書式について—唐公式令研究（一）—」（『大手前女子大学論集』第八号、一九七四年）の成果に多くを負っている。
- （４） 白須、註（３）論文、二五頁。
- （５） ⑪は「表」で、⑫と⑬は「表啓」であるとした整理小組の判断の根拠については、推量するしかないが、⑪だけは印文が「虔表上啓」ではなく、「虔恭上啓」ということであり、加えて文書本文にも「表」字は（少なくとも残存部分には）見られないので、「表」よりもむしろ「啓」とすべきではないだろうか。
- （６） ⑩の写経題記について、かつて本誌第一七号（一九八九年）において、「「奏聞奉信」印の一資料」と題し紹介したことがあったが、經典名の誤りを池田温先生から、早速お手紙で指摘された。これは『高昌殘影』において、「奏聞奉信」印が捺されている「仁王般若經」を、同じ図版（XXIV～XXV）に掲載されていた「大智度論」と勘違いしたためであるが、全く私の不注意であり、深く反省するものである。また題記についても、池田先生から、「九月二日」は「九月十一日」と、また「合口善歡」は「令狐善歡」と釈読すべき旨、ご教示をいただいた。ここに記して、謝意に代えたい。
- （７） 「上奏文書」の形態や様式については、「延昌廿七（五八七）年四月兵部條列買馬用錢頭數奏行文書」（66TAM48:25,31〈録〉『文書』Ⅲ、七三頁）の写真（『文書』Ⅲ、図一）や、「義和三（六一六）年屯田條列得水滴麥斛斗奏行文書」（67TAM364:14〈録〉『文書』Ⅲ、一九五頁）の写真（新疆維吾爾自治区博物館編『新疆歷史文物』〈北京 文物出版社、一九七七年〉、図版一六）などを参照されたい。
- （８） したがって、整理小組による捺印文書の命名についても、再検討の必要があると思うが、この点については、機会をあらためたい。

（一九九〇年六月一〇日稿了）

西域出土文書に見える函馬について(上)

荒川 正晴

【はじめに】

別稿において筆者は、H. マスペロの紹介するスタイン将来の長行群関係の文書(Ast. III. 3. 07-08, 037号)を検討し⁽¹⁾、そこで函馬と呼ばれる馬が軍事施設である戍に付属しながら、それが長行坊へ送付され、長行馬とともに長行群で放牧されていた状況を指摘した。しかしながらこの函馬については、関連史料が僅少ということもあり、これまで検討されることはほとんど無かった。僅かに菊池英夫氏が「文書等輸送のための官馬」、「公文書の移送に用いられる官馬坊の馬」⁽²⁾と推測されているに過ぎないのが現状であろう。そこで、ここに敦煌・吐魯番等の西域出土文書中に見える函馬の性格について検討し、前述の拙稿を補足しておきたい。大方の御指正を賜わることができれば幸いである。

【I】

先に述べたように、函馬は軍事施設である戍に預置されていたが、その設置状況について、「唐天寶時代(七四四～七五八年)燉煌郡會計帳」(P. 2862, 2626 〈録〉『籍帳』No. 219, 四八一～四八四頁)には、燉煌郡(沙州)の管轄する五戍に関して次のように記録されている。四〇行以上にわたるが、後節の検討に供するため、本会計帳に記されている五戍の項目部分をすべて掲げることにする。

〔前 略〕

- 38 廣明等五戍
39 合同前月日見在供使什物、惣肆阡陸伯玖拾肆事。
40 參伯伍拾玖事廣明戍。 參伯肆拾捌事烏山戍。
41 參伯貳拾貳事雙泉戍。 肆伯陸拾玖事第五戍。
42 參伯玖拾參事冷泉戍。 貳阡捌伯參事郡庫。
43 合同前月日市造什物價見在錢、惣壹阡伍伯陸拾壹文。
44 合同前月日見在供使羊、惣參伯柒拾貳口。
45 合同前月日見在死羊皮、惣肆拾捌張。
46 合同前月日見在羊毛、惣柒拾陸斤壹拾壹兩。
47 合同前月日見在馬料粟、惣貳阡參伯貳拾碩。
48 肆伯陸拾肆碩第五戍。 肆伯陸拾肆碩雙泉戍。
49 肆伯陸拾肆碩烏山戍。 肆伯陸拾肆碩冷泉戍。
50 肆伯陸拾肆碩廣明戍。
51 合同前月日見在使料米麵、惣貳伯玖拾伍碩。羊壹拾伍口。
52 貳拾伍碩米。每伍碩。 貳伯柒拾碩麩。每伍拾肆碩。
53 壹拾伍口羊。每貳口。
54 合同前月日見在供使預備函馬、惣壹伯貳拾參疋。
55 肆拾疋敦。 陸拾伍疋父。
56 壹拾捌疋草。
57 伍拾疋、充廣明等五戍函馬乘使。每伍疋。每伍疋。
58 壹拾壹疋敦。 參拾玖疋父。
59 柒拾參疋、在階亭外坊及郡坊飼、急疾送五戍、替換蹄穿脚

60 跂、不堪乘使函馬。
 61 貳拾玖疋敦。 貳拾陸疋父。
 62 壹拾捌疋草。
 63 合同前月日見在供使驢、惣壹伯頭。
 64 壹拾參頭烏山戌。 壹拾肆頭雙泉戌。
 65 貳拾壹頭第五戌。 貳拾頭 冷泉戌。
 66 參拾貳頭廣明戌。
 67 合同前月日見在駝馬皮、惣壹伯捌拾肆張皮。伍拾參斤壹拾貳兩
 68 膠。 壹拾捌斤肆伯柒拾伍文錢。壹拾捌斤肆兩羊毛。
 69 壹伯陸張馬皮。 柒拾捌張駝皮。
 70 伍拾參斤壹拾貳兩膠。 壹拾捌斤肆伯柒拾伍文錢。
 71 壹拾捌斤肆兩羊毛。
 72 合同前月日見在般柴車、惣肆乘。
 73 合同前月日見在雜藥、惣壹伯伍斤參兩。
 74 合同前月日見在疋段、惣伍疋柒尺貳寸大練。壹阡貳伯伍拾貳文錢。
 75 伍 疋 柒 尺 參 寸大 練。
 76 壹阡 貳 伯 伍 拾貳 文 錢。
 77 合同前月日見在供使氈履什物、惣捌伯參拾玖事。
 78 壹伯壹拾伍事烏山戌。 貳伯參拾貳事雙泉戌。
 79 玖拾捌事 第五戌。 壹伯肆拾壹事冷泉戌。
 80 壹伯參拾肆事廣明戌。 壹伯壹拾玖事在郡庫。

〔後 略〕

本会計帳の五四～五六行目より明らかなように、燉煌郡の管轄する廣明・烏山・雙泉・第五・冷泉の五戌には、ここに問題としている函馬が全部で一三疋備えられていた。しかしながら、実際に使者に供出するために各戌に置かれたのは、五七・五八行目にあるように、合計で五〇疋にしか満たない。これについて会計帳には、規定額に准じて一〇疋ずつの函馬が各戌に配されていたことを注記している。残された七三疋にのぼる函馬は、続く五九～六二行目に記されているように、すべて階亭外坊（車坊である階亭坊の付属坊か？）と郡（長行）坊で飼養されていたのである。その理由としてここには、急疾（急病）のために五戌より（兩坊に）送付され、そこで蹄（鉄）を交換して脚跂（馬蹄の病）を切除したことが挙げられている。ただし七三疋すべてがこうした状態であったとは考え難く、基本的には現役の函馬として健康状態の比較的良好な五〇疋を選択した後に残された函馬であったと思われる。これらは階亭外坊および長行坊（おそらくは当坊付属の長行群）において治療や休養に充てられ、後に復調した馬は、また各戌に配置されていったと想像される。このように予め規定額をはるかに上回る函馬が用意されていることは、戌におけるこの馬の苛酷な任務状況を示唆すると同時に、常に状態の良い函馬を戌に付置しておくことが要求されていたことを推測させる。

さらに函馬に充てられた馬の内訳を見ると、牡馬（父）六五疋・去勢馬（敦）四〇疋・牝馬（草）一八疋となっており、圧倒的に牡馬が多数を占め、去勢馬がこれに次いでいたことが知られる。しかも実際にこれら五戌に配置されていたのは、牡馬（三九疋）と去勢馬（一一疋）のみで、少数の牝馬はすべて休養・治療にまわされていた。これらのことから、函馬は牡馬設置を優先させていたことがうかがえる⁽³⁾。実際に遠行に差遣される長行馬も、牡馬・去勢馬が圧倒的に多いものの⁽⁴⁾、その中には驢も少なからず含まれており、函馬が馬のみに限定されていたことと対照的である。こうした函馬の設置状況は、次号で論ずるように、この馬の性格と深く関係している。

ところで、この函馬は戌だけでなく、同時に長行坊にも置かれていた。本会計帳の一〇四行以下に

は、次のように見えている。

〔前 略〕

104 長行坊

105 合同前月日見在長行及函馬、惣壹拾捌疋。

106 参 疋 函 馬 並 父。

107 壹 拾 伍 疋 長 行。鄯善父、駝口。

(馬)

108 合同前月日見在郡東 八角衆備長行帖馬及函口。

109 柴 疋 八 角 戊。

110 参疋函馬。肆疋長行帖馬。

111 伍 疋 衆 備 戊。

112 参疋函馬。貳疋長行帖馬。

113 合同前月日見在長行驢、惣壹拾頭 並父。

〔後 略〕

これによると、敦煌郡の長行坊には、長行馬一五疋・函馬三疋・長行驢一〇疋が、天寶某年の時点で備えられていたことがわかる。また続く記事には、敦煌郡の東に位置する八角戊と衆備戊の函馬と長行帖馬⁽⁵⁾が当坊に寄留していたことが記されている。これは長行坊にも函馬が預置されていたことを明らかにするとともに、長行馬の運用において長行坊と軍事施設である戊とが密接に関連しあって機能していたことをうかがわせる。長行坊の組織と機能についてはまた改めて論ずるが、特に後者の点については、長行馬を統括する長行坊制度が、鎮守軍駐留の状況に応じて形成されたもので、駅・伝馬体制から逸脱した交通組織であったとする筆者の見解⁽⁶⁾を前提にして、その関係を考えたいと思う。

また敦煌・吐魯番文書等を通覧すると、函馬は敦煌郡管轄下の長行坊・戊以外にも以下に掲げる北庭・西州管轄下の馬坊・鎮・戊に置かれていたことが確認できる。

- (a) (北庭)馬坊 「開元九(七二一)年六月～七月北庭長行坊請糧牒案断簡」
(〈録〉羅振玉『貞松堂藏西陲秘籍叢殘』第二冊、第三八葉a～b)
- (b) 石舍鎮⁽⁷⁾ 「神龍二(七〇六)年前後西州某縣到來符帖目」
(73TAM518:3/3-30(b), 3/3-1(b), 3/3-28(b), 3/3-19(b), 3/3-18(b) etc
(録)『文書』Ⅶ、三三三～三四九頁)
- (c) 狼井戊・方亭戊・縱容戊 「開元十(七二二)年蒲昌群帳簿殘片」
(Ast. III. 3. 07-08, 037 〈録〉D.C., 一一三～一一五頁[07-08], 一一一～一二二頁[037])

以上から、函馬とは当地の官用交通を支えた長行馬と併置される形で、州県管轄下の長行坊(馬坊)、および鎮・戊等の軍事施設に付置されるべき馬であったと規定できよう。こうした推測に大過なければ、この馬は長行馬と補完関係にある、ある特定の機能をもつ官馬であったことが予測される。またこのことは同時に、これが長行坊体制のもとで生み出されてきた公用馬である可能性が高いことをも示唆しよう。

一方、戊には同時に函馬と併置する形で、使者に供出する驢(供使驢)が備えられていた(六三～六六行目)。それも函馬の規定額のちょうど倍額に当たる百頭もの驢が、実際に先の五戊に預置されていたのである(烏山戊一三頭・雙泉戊一四頭・第五戊二頭・冷泉戊二〇頭・廣明戊三二頭)。これらの供使驢は、その数からも驢馬という性格からも⁽⁸⁾、物資輸送をはじめとする通常の公務にはむしろこれが利用されたと推測される。このことは函馬という馬が、戊において供使驢とともに使者に供出されるものの、通常の官用交通に利用されるものではなかったことを暗示している。そこで次

号では、この函馬がどのような性格をもつ馬か、考察してみたいと思う。

(未完)

【引用文献略号】

『文書』：国家文物局古文献研究室・新疆维吾尔自治区博物館・武汉大学歴史系編『吐魯番出土文書』第一冊～（北京 文物出版社、一九八一年～）

『籍帳』：池田 温『中国古代籍帳研究－概観・録文－』（東京 東京大学出版会、一九七九年）

D. C. : H. Maspero; Les Documents Chinois, de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale (London, 1953).

【註】

- (1) 拙稿「スタイン将来「長行群文書」の検討－Ast. III. 3. 07-08, 037号文書の分析を中心にして－」（『西北史地』に発表予定）。
- (2) 菊池英夫「隋・唐王朝支配期の河西と敦煌」（『講座敦煌』第二巻〈敦煌の歴史〉、大東出版社、一九八〇年）、一三六～一三七頁、同氏「唐代敦煌社会の外貌」（同上第三巻〈敦煌の社会〉、大東出版社、一九八〇年）、一一五頁）。
- (3) ただし、これとは反対に、長行群においては牝馬が目立ち、しかも牡馬とともに放牧されていること（前掲拙稿の表を参照）は、長行群が長行馬の治療・休養ばかりでなく、その再生産の機能を有していたことも考えられよう。
- (4) マスpero紹介のAst. III. 03. 09-010号文書（No. 297〈録〉 D. C., 一二三～一二四頁）では、性別の明らかな長行馬驢二〇頭正（長行馬一五正・長行驢五頭）のうち、牡馬驢は一一頭正、去勢馬驢は七頭正で、合計一八頭正を占めている。
- (5) ここに見える長行帖馬という表現については、阿斯塔那五〇六号墓出土の「唐天寶十三或四載（七五四或七五五年）交河郡郡坊草料帳」（〈録〉『籍帳』No. 223, 四八七～四八八頁）の検討が必要になる。本文書については、既に王宏治氏が分析されており（同氏「關於唐初館駅制度的几个問題」〈北京大学歴史系中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』第三輯、北京 北京大学出版社、一九八六年〉、三〇九～三二一頁）、この帖馬を民間から徴発された馬と推測している。今のところ、王氏の見解については否定的にならざるを得ないが、詳しくは別の機会に論ずることにしたい。
- (6) 拙稿「唐河西以西の伝馬坊と長行坊」（『東洋学報』第七〇巻第三・四号、一九八九年）、五七、六二、六四頁、参照。
- (7) 石舎鎮については、「唐開元十九（七三一）年正月西州岸頭府到來符帖目」（大谷3472号〈録〉『籍帳』No. 152, 三五七頁）に「石舎等鎮戍」とあることから判断した。なお張廣達「唐滅高昌国後の西州形勢」（『東洋文化』第六八号、一九八八年）にも石舎鎮として掲げられている（同、八五頁）。
- (8) 驢が通常の官用交通に駆使されていたことは、註（6）の拙稿の「綏章二年七月～八月沙州伝馬坊運用表」（一七八頁）を参照。唐の公式令においては、「諸行程、馬日七十里、歩及驢日五十里、車日卅里」（P. 2504「唐職官表」所載 〈録〉T. Yamamoto and O. Ikeda, :Tun-huang and Turfan Documents concerning social and economic history I (A), (B), Tokyo, 1978, 80, 八四、八八頁）と規定されており、馬と驢とはその運行能力において明確に区別されていた。

（一九九〇年六月二〇日稿了）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川 正 晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)